

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	0402	障がい者福祉サービス提供事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------------------------------	-----------------

《事業目的》
障がい者の自立と社会参加の促進

《事業開始の背景》
障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施。主に自立支援給付に係る事業。

《事業概要》
障害者自立支援法に基づく福祉サービス事業
○自立支援介護給付・訓練等給付
○補装具給付
○自立支援医療（更生医療）（育成医療）
○障害程度区分審査、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業ほか

市民参画の有無 [対象外]

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

	項 目	単位	区分	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(計画)
①	自立支援介護給付・訓練等受給者割合	%	目標	100	100	
			実績	100	100	
②	補装具交付・修理受給者割合	%	目標	100	100	
			実績	100	100	
③			目標			
			実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
暮らし	健康福祉部	障がい福祉課	瀬川浩子	512

	25 年度	当初(現計)	補 正	25 年度	26 年度
事業費	1,447,680				
財源内訳	国県支出金	1,134,694			
	地方債				
	その他				
	一般財源	312,986			

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

●介護給付・訓練等給付 1,364,003千円
 ①介護給付・訓練等給付費 1,348,552千円
 居宅介護、生活介護、施設入所、自立訓練、就労支援等に係るサービス利用に対する給付。また、サービス利用に係るサービス等利用計画の作成に対する費用の給付。
 ②特例交付金(新体系定着支援事業) 343千円
 H24法改正に伴うサービス提供事業者に対する激変緩和措置。24年度のみでH25.3月分の負担分。
 ③療養介護医療給付 15,108千円
 入院等により、医療を必要とすると同時に常時介護を必要とする場合の医療費の支給。
 ※公費負担割合：国1/2・県1/4・市1/4

●補装具給付 24,488千円
 身体の欠損や損なわれた機能等を補完し、代替するためのものとして、義手、義足、車いす、補聴器等の補装具の購入等に対する費用への給付。
 公費負担割合：国1/2・県1/4・市1/4

●自立支援医療 46,609千円
 ①更生医療給付 44,032千円
 18歳以上の身体障害者の手帳の交付を受けた方が、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される更生医療費の支給。
 公費負担割合：国1/2・県1/4・市1/4

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

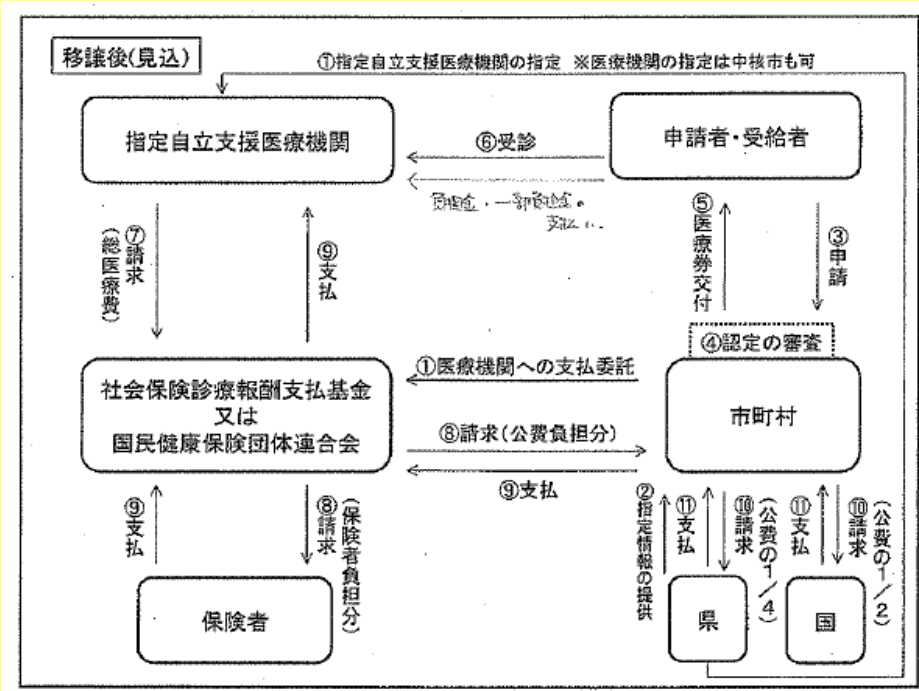
会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	0402	障がい者福祉サービス提供事業

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

②育成医療給付 2,577千円【新規:権限移譲事務】

18歳未満の障害児において、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される育成医療費の支給。H25年度35件支給決定



●その他事務費等 12,580千円

- ①障害福祉システム改修 1,932千円
障害者総合支援法の施行に伴うシステム改修。
- ②障害者等相談員設置(非常勤2名) 4,026千円
- ③障害者程度区分審査 1,845千円
審査会委員報酬(10人) 773千円
審査会委員費用弁償 77千円
障害者程度区分審査に係る医師意見書作成手数料 995千円
- ④自立支援給付審査支払手数料 2,051千円
- ⑥育成医療医師審査委託料 110千円【新規:権限移譲事務】
認定にあたっての嘱託医による審査を行う
- ⑤その他事務費 2,616千円
臨時賃金(1,591)、旅費(39)、需用費(329)、通信運搬費(498)、公用車(159)

- 自己負担
医療機関での負担は原則1割であるが、世帯の所得区分により1月の負担限度額が設定される。
- 公費負担
保険者負担分から自己負担分を除いた分を公費で負担する。(国1/4・県1/2・市1/2)

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	0402	障がい者福祉サービス提供事業

総合計画	政策	保健・医療・福祉のネットワーク	施策	高齢者や障害者がまちで暮らす真のノーマライゼーションへの取り組み
	3	拡充で安心のまちづくり	3-3	
目的	障がい者の自立と社会参加の促進			
対象	障がい者とその家族。また自立支援法に則した事業を行う事業者。			
意図	障がい者が適切な支援給付を受けることができるようになる。			

《事業概要》…上記目的を実現するための事業手法を記載すること

障害者自立支援法に基づく福祉サービス事業

- 自立支援介護給付・訓練等給付
- 補装具給付
- 自立支援医療（更生医療）（育成医療）
- 障害程度区分審査、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業ほか

市民参画の有無 [対象外]

市民協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 自立支援介護給付・訓練等給付額	千円	計画	1,165,860	1,189,177	
		実績	1,271,183	1,348,552	
② 補装具交付・修理額	千円	計画	26,112	26,634	
		実績	23,947	24,488	
③		計画			
		実績			
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	25年度(計画)
① 自立支援介護給付・訓練等受給者割合	%	目標	100	100	
		実績	100	100	
② 補装具交付・修理受給者割合	%	目標	100	100	
		実績	100	100	
③		目標			
		実績			

要因分析

達成度 目標値より高い 概ね目標値どおり 目標値より低い

支援給付を必要とする障がい者に対して、サービス検討会議などを通じ必要なサービスを提供した。

《環境変化、意見・要望》…環境変化はないか？ 意見や要望が寄せられていないか？

障害者自立支援法は、平成25年度から法律名称が障害者総合支援法に改めらる。また、25年度4月に育成医療が権限移譲により市で実施することとなる。

目的妥当性	<p>公共関与の妥当性</p> <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	障害者自立支援法に基づき市町村の事業として位置づけられている。
有効性	<p>成果の向上余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	障がい者のサービス利用については、サービス利用計画書の作成が義務付けられることとなり、今後適正サービス提供の精査が図られることになる。
効率性	<p>事業費・人件費の削減余地</p> <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者認定者数は、ほぼ横ばいだが、サービス利用者数は増加している。障がい者が自立と社会参加のを促進する事業より削減の余地はない。 ・人件費はサービス利用に係る相談、調査、支給決定も増加し削減の余地がない。
公平性	<p>受益と負担の適正化余地</p> <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	障害者自立支援法に基づき、必要なサービスを適切に提供している。

《総合評価》…上記評価結果の総括

支援給付を必要とする障がい者に対して、遅滞なく必要なサービスの提供に努めてきたが、今後サービス利用者はサービス利用計画書の策定が義務付けられているより、適正サービス提供ができていないか確認できる。